

## 後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置

### (1) 法定減額に係る経過措置

国保世帯の一部の方が後期高齢者医療の加入者になることにより、国保世帯の人員が減少して、減額が受けられなくなる場合があります。

このため、後期高齢者医療の加入者となったときから5年間は、従来の減額が受けられるよう、国保から後期高齢者医療の加入者になった方で、引き続きその世帯にいる方は、減額を判定する際に、人員・所得ともに加入者に含めることとされました。（世帯主に変更があった場合を除きます。）

### (2) 世帯別平等割保険料の経過措置

夫婦2人の国保世帯のうち、1人の方が後期高齢者医療の加入者になった場合、それまで2人で支払っていた世帯別平等割額を1人で支払うことになり、国保と後期高齢者医療を合わせた応益保険料（均等割額と世帯別平等割額）が増加します。

このため、国保世帯の一部の方が後期高齢者医療の加入者になることにより、国保加入者が1人になった場合には、5年間、世帯別平等割額を半額することにより、世帯全体の応益保険料が大幅に増加しないようにする激変緩和措置が設けられました。

なお、後期高齢者医療の加入者になった方が、引き続きその世帯にいて、世帯主変更がないことが条件となっています。

### (3) 被扶養者であった者に係る経過措置

被用者保険（政府管掌健康保険・健康保険組合・共済組合）の被保険者本人が後期高齢者医療の加入者になり、その被扶養者が国保の被保険者となった場合には、新たに保険料負担が必要となるため、加入時に65歳以上の方（旧被扶養者）は、加入時から2年間、所得割額を無料とし、均等割額を半額とする激変緩和措置が設けられています。

また、国保加入者が旧被扶養者だけの場合は、世帯別平等割額も半額になります。